

第九十七表 獨逸貿易先別推移表	一一六〇
第三款 日獨貿易狀況及日獨通商交涉	一一六五
第九十八表 日獨貿易推移表	一一七〇
第九十九表 日獨重要貿易品輸出入額推移表	一一七二
<b>第十二節 タイ國及回教諸國との通商交涉</b>	<b>一一七五</b>
第一款 概 説	一一七五
第一百表 タイ國及回教諸國貿易推移表	一一七八
第一百一表 日本とタイ國及回教諸國間貿易推移表	一一七六
第二款 タイ國との通商條約交渉	一一七八
第三款 土耳古との通商條約交渉	一一八六
第一百二表 世界煙草產出及輸出額表	一一九〇
第四款 「イラン」との通商交渉	一一九六
第五款 「イラク」との通商交渉	一一〇三
第六款 埃及との條約改正交渉	一一〇八
第一百三表 埃及棉花及綿織物輸出入金價格比較表	一一一〇
卷末第一表 拉丁亞米利加諸國貿易額推移表	一一一四
卷末第二表 日本拉丁亞米利加諸國間貿易推移表	一一一六

## 通商條約と通商政策の變遷

### 第一章 小村條約改正時代

#### 第一節 概 要

##### 第一款 小村外相の就任

陸奥改正條約は明治二十七年七月十六日より明治三十年十二月五日迄の間に於て英、米、伊、秘、露、丁、獨、瑞諾、白、佛、蘭、瑞西、西、葡、奧洪十五ヶ國との間に締結せられ、佛、奧以外の條約は何れも明治三十二年七月十七日より佛、奥との條約は八月四日より實施された。而して右の中露西亞との條約は明治三十七年日露開戦と共に效力を失ひ其の結果、明治四十年七月二十八日日露新條約調印せられ、秘露との條約は有效期限を七ヶ年とし既に期間満了せしも其の規定は完全なる相互的のものなりしが故に小村外相時代に條約廢棄を爲すの必要なかつた。残りの十三ヶ國中英、伊、丁、獨、瑞諾、白、蘭、瑞西、西、葡の十ヶ國との條約は何れも有效期限を十二ヶ年としたるが故に、明治四十四年七月十六日を以て満期日到来し、佛、奥二ヶ國との條約は同年八月三日を以て満期となり、又米國

との條約は帝國政府の解釋によれば明治三十二年七月十七日以後一ヶ年の豫告を以て何時たりとも廢棄し得べきものであつた。結局小村條約改正に於て廢棄の必要ありしものは以上十三ヶ國との陸奥條約であつた。

上記明治三十二年七月又は八月より實施の陸奥改正條約に於ては本邦が安政五ヶ國條約以來片務的に束縛を受けて居た法權、稅權を回復するに在つたが、陸奥改正條約に於ても明治十五年井上外相時代以來の沿革に鑑み主力を前者の回復に置き、後者に付ては之が全部の回復は他日に歸することとした。即ち陸奥條約に於ては英、獨、佛三主要國よりの主要輸入品全部に対し從價一割見當の片務的關稅協定を許し、他の諸條約國に對しては最惠國待遇により右關稅協定の利益に均霑せしむることとした。其の他條約國船舶に對し舊開港場間に於ける沿岸貿易を許與し、又國定關稅の改正の場合に於て六ヶ月前に之が公布を必要とするが如き種々獨立自主の國家として不利なる片務的規定依然存在して居た。小村條約改正の目的は陸奥條約に存在するところの斯かる我に不利なる片務的規定を一掃せんとするにあつたのである。即ち陸奥條約改正に於ては法權回復を主眼とし、小村條約改正に於ては稅權の回復に重點を置いたのであつた。

明治開國以來本邦條約改正の標的となりし所謂法權稅權の回復とは一般歐米文明國に於けるが如く日本に來航又は居住する外國人又は外國船舶及日本に輸出入せらるゝ一切の貨物に對し日本の裁判權、行政權、警察權、課稅權に服従すべきことと改めんとするに在つた。安政諸條約に於ては日本に來住する外國人及外國船舶は何れも治外法權的特權を有し、日本の法令及裁判權は一切彼等に及ばず、外國人が日本に於て犯罪を起したる場合、竝に外國人間又は外國人と日本人との間に民事訴訟が生じたる場合に於ては總て被告の所屬國領事の裁判を受けることになつて居た。加之横濱、神戸、長崎に於ける外國人居留地は日本領土内に特殊の行政區域を形成し、右區域内外國人には警察、課稅其の他日本的一切の行政法規は諸外國公使との協定を経たるもののみの外行はれざる慣行であつた。外國との輸出入貨物に對する關稅に付ても安政諸條約に於ては從價五分乃至三割五分の全面的協定を受けたが、之を修正せる慶應二年の江戸改稅約書に於ては一層我に不利益にして輸出入品共全部從價五分を基準とする從量稅を定め之が適用を受くるごとなつた。又外國船舶に對しては低廉なる一定の入港手數料を課し得るに止つた。右安政諸條約及江戸改稅約書中法權に關する規定に對し、陸奥改正條約に於ては一應其の束縛より脱することを得たが、尙舊居留地に於ては外國人、保有の永代借地權を既得權として存續を約し、關稅に付ては英、佛、獨主要の特產物即ち英の綿織物、毛織物、鐵類、獨の染料、藥品、佛の化粧品、葡萄酒類等に對し從價一割見當の片務的協定稅率を承認した。右陸奥條約による片務的協定稅率は七八八年目に及び、條約締結當時の計算によれば明治二十三年乃至二十五年平均輸入總額中の四割二分の多きを占めた。之を國別に付て言へば英は其の輸入總額の六割五分、獨は七割一分、佛は八割三分の輸入商品が協定稅率の利益を受くる勘定であつた。斯く英、獨、佛主要輸入國よりの主要特產物に對して低率なる協定稅率を受け其の他の泰西諸條約國の輸入貨物は最惠國條款により右協定稅率の利益を受くるに反し英、獨、佛其の他泰西諸國への本邦輸出品は單に最惠國待遇の利益を受くるのみであつた。小村條約改正に於ては斯かる片務的協定稅率を相互關稅協定に改むるの外其の他我に不利なる規定を一掃するにあつたのである。

斯くて日本は嘉永開國より陸奥條約改正に至る迄四十五年にして法權の束縛より脱し得、小村條約改正に至る迄五十七年にして稅權の束縛より脱し得、始めて歐米諸國との間に相互對等の原則を以て修好通商條約關係を設定し得た譯である。此のことは本邦外交史は勿論世界歴史の上から見ても甚だ重大なることである。實に泰西基督教國民族と亞細亞非基督教國民族との間に相互對等の原則の下に條約關係を結び得たるは日本を以て嚆矢とするのである。其後

日本の先端に倣ひ土耳其、「イラン」、「イラク」、暹羅、「アフガニスタン」、滿洲國、埃及等の亞細亞、阿弗利加諸國が漸次歐米諸國との間に相互對等の原則の下に法權、稅權を回復し得るに至つた。支那は最も後れ漸く大正十四年始めて北京關稅會議に於て日本代表よりの提議により始めて關稅自主權の回復を承認せられ、昭和四年より之を實行し、又太平洋戰爭後昭和十八年一月九日以降日本の主導により始めて歐米諸國よりも治外法權の撤廢、專管居留地還付等を認めらるゝこととなつた。斯く日本が明治三十二年歐米諸國と對等條約を締結し得、明治四十年に於て法稅兩權共完全なる回復に成功し其後漸次他の亞細亞、アフリカ諸民族が之に倣ふに至りたることは世界歷史上最も注意るべき日本は常に世界歴史の發展上一轉機を劃し居るものと言ふことが出来る。

陸奧改正諸條約をして其の満期日たる明治四十四年七月十六日及八月三日に失效せしめんが爲めには一ヶ年前に其の意向を對手國に通告するの必要があつた。依て之が準備調査を爲さしむる目的を以て外務省に於ては夙に明治三十九年以來萩原（守一）通商局長の下に條約改正調査係が設けられ、「アンベルス」より歸朝の諸井（六郎）領事が其の主査となつた。明治四十一年桂内閣成立し八月二十七日小村（壽太郎）駐英大使が歸朝して再び外務大臣に就任することなるや右外務省に於ける條約改正調査事務は面目を一新することとなつた。蓋し小村外相は條約改正を敢行せんが爲めには先づ舊條約廢棄の通告をなすの必要を認め、而して之が廢棄通告に備ぶるが爲め大至急諸般の準備を完了するを必要としたのである。小村外相は既に明治十五年及明治十九年の井上外相條約改正時代及明治二十一年大隈外相時代に於て外務省翻譯局長として間接に條約改正事務に關係し對等條約の締結に付常に強硬なる意見を有し種々畫策するところがあつた。明治二十九年には西園寺及大隈兩外務大臣の下に於て外務次官となり陸奥條約改正完成に付盡力するところがあつた。其後駐清及駐露公使を歴任して駐英大使となり、特に倫敦在任中は来るべき陸奥

條約改正の重點は稅權回復に在るを了得し列國の條約改正史及本邦對外通商經濟政策に付研究するところがあつたと云ふ。依て明治四十一年外務大臣就任後直ちに本省に於ける條約改正に關する調査事務の面目を一新せしむる目的を以て明治三十二年陸奧條約改正實施の際外務省參事官の職に在りたる阿部（守太郎）參事官を特に北京公使館より本省に招致し特に條約改正主任と爲し、又前記諸井領事を外務書記官とし之れを副主任とした。

次いで小村外相は明治四十一年十月勅令を以て條約改正準備委員會官制を公布し、自ら其の委員長となり其の下に平田（東助）内相、大浦（兼武）農商相及井上前駐獨大使の三人を副委員長となし、委員中には前記萩原通商局長、阿部公使館參事官、諸井外務書記官の外、安廣（伴一郎）法制局長官、一木（喜徳郎）内務次官、石井（菊次郎）外務次官、若槻（禮次郎）大藏次官、押川（則吉）農商務次官、河村（讓治）司法次官、倉知（鐵吉）外務省政務局長、幣原（喜重郎）取調局長、下岡（忠治）農商務省農務局長、大久保（利武）商工局長、岡（實）農商務參事官、鶴見（左吉雄）農商務書記官、内田（嘉吉）遞信省管船局長、野中（清）大藏省主稅局長、矢部（規矩治）大藏技師、山崎（四男六）横濱稅關長等を包含し、前記野中、諸井、鶴見三委員を以て之が幹事に充てた。而して右條約改正準備委員會に於ては事項別に調查を進むる爲め特別委員會が組織せられ、國定稅率（委員長若槻大藏次官）、協定稅率（同上石井外務次官）、土地所有權（同上安廣法制局長官）、永代借地權（同上一木内務次官）等の諸問題に付調查事務を分掌した。蓋し小村條約改正は稅權回復を以て主目的としたるが故に大藏大臣は最も利害關係を有したる次第なるに付桂總理は小村外相をして全權を振はしめんが爲め特に大藏大臣を總理兼任と爲し別に大藏大臣を置かなかつた。而して小村外相は若槻大藏次官をして國定稅率に關する特別委員長と爲し、一に條約改正の見地より關稅定率法改正案を立案せしむることとした。

之より先明治三十八年以來成立の西園寺内閣に於て林（董）外相は来るべき明治四十四年の條約改正に於ても陸奥條約改正當時に於ける如く舊條約の效力存續中に列國との間に改正の交渉を遂げ、右交渉成立後新たに協定せらるべき關稅をも考慮に容れ改正關稅定率法案を議會へ提出せんとする目算であつた様である。之れが爲め大藏省に於ける改正關稅調査は其の進行振り甚だ遅々であつた。然るに小村外相に於ては斯かる方針は泰西諸國に於ける通商條約改正の前例に違反し、徒に列國との交渉を遷延せしめ明治四十四年七月十六日即ち陸奥條約有效期間中に新條約の成立を見んこと殆ど不可能なるべきを察した。依て先づ陸奥條約の規定に基き滿一ヶ年前たる明治四十三年七月十六日又は八月三日に夫々相手國に對し條約廢棄通告を爲し背水の陣を布いて條約改正交渉を爲すべく、從て條約改正の基礎となるべき改正關稅定率法は遅くも右明治四十三年七月十六日以前に公布せしむるの必要ありとした。

然るに前記小村條約改正方針によるときは若し陸奥條約有效期間中に各國との條約改正完了せざる場合、自然本邦と條約改正未濟國との間に無條約關係を惹起し之が爲めに通商貿易上種々の紛議を生ずべき虞れなしとせなかつた。從て右斷乎たる小村條約改正方針に對しては元老、樞密院方面は勿論關稅改正に關係を有する大藏、商工兩省方面に於ても相當の不安を懷くものがあつた。併し小村外相としては我國に採り不利なる陸奥條約の存續を避けんが爲めには林外相時代に於けるが如き緩慢たる方針を採用するを得ずとした。若し斷乎たる方針に出でず陸奥條約改正の場合に於ける如く舊條約存續の儘交渉を繼續する場合には自然條約交渉は長引き明治維新以來朝野の待望せる稅權の回復は何時の日たるやを知り得べからざるものあるべしとした。依て小村外相は桂總理の信任の下に條約改正準備委員會委員長となり大藏、農商務等關稅改正に關係ある事項は勿論、内務、司法、遞信省等に關係する一切の事項に付ても之を統轄するに至つたのである。

## 第二款 帝國外交に關する三大要綱

小村外相は就任後間もなく桂總理に對し「帝國外交に關する三大要綱」を提出し閣議の承認を得たが、右肩頭に於ては「帝國の盛運と列國の形勢とに鑑み帝國將來の政策が平和の維持と國力發展とにあるは固より論を俟たざる所にして、今此二大目的を達せんとするには帝國の列國に對する態度、對外經營、及條約改正の三點に付大体の方針を決定するの必要あり」と述べた。

第一 帝國の列國に對する態度、第二 對外經營、第三 條約改正との三大綱に分つた。而して其の第一に於ては英、露、清、米、獨、佛各國に對する帝國外交方針を述べ、英國に對しては「日英同盟は帝國外交の骨籠なり。——帝國は今後に於ても既定の國是により該同盟を嚴守し併せて日英兩國の關係を益々親密ならしめ以て平和の維持と國力の發展とに資することを必要とす」となし、米國に對しては「帝國は政治上に於て米國との關係を親善ならしむるの必要あるのみならず、同國の我商業上の大顧客たる事實に鑑み同國との親善は益々之れを増進するの必要なりとす。——而して彼等排日論者の口實と爲したる移民問題の如き兩國間に協定を経たるも尙將來に葛藤を生ずるやの疑惧を抱ぐは免れざるを以て努めて此の形勢を緩和するに努むべし。而して夫の太平洋問題の如きも適當の時機に於て米國との間に協商を遂げ、一般米國人をして不安の念を去らしめて排日論者をして煽動或は離間の餘地なからしめ、日米永遠の和親を維持するを必要なりとす」となし、獨逸に對しては「獨逸は官民一致國力の發展に努め其勢屢々昇日の如し。同國の列國に對する關係は表面孤立の態ありと雖も、歐洲諸國は實に同國の動止を察して其の態度を定むるの狀あり。——然れ共國は動もすれば表裏反覆の政策を弄するのみならず、英獨現下の交情に照らし我に於て同國との間に特殊の關係を結ぶが如きは得策ならざるを以て同國との關係は單に之を上述の如く現存の親交關係を

維持増進するの程度に止むるを以て適當なりと認む」となし、次に佛國に對しては「佛國は普佛戰爭以來與國の力に依りて自國を防衛せんとするの念熾熾にして、露佛同盟は勿論、英佛協商の締結以來亦英國との協調に依頼し以て國運の維持を圖れり。——故に將來益々英露兩國との國交を親密ならしめんと欲せば露佛同盟及英佛協商の對手たる佛國とも亦親交を維持するを以て至便なりとす」と述べた。

第二 對外經營に關しては「商工業の發達を計ること、——米清兩國は我對外商工業上最も重要な市場なるを以て——益々兩國の市場を開拓し我貿易を此の方面に發展せしむるを必要なりとす。然るに我對外商業の發展に伴隨し列國との間に商業上の競爭を生ずるは避くべからざる所なるを以て、帝國は常に此競爭をして列國との政治的關係に影響を及ぼさしめざるに注意し、列國に對しても十分此の主旨を了解せしむるの手段を執るを必要とす。是と同時に列國商業に對する競爭は努めて公明穩當の方法により、不公正なる小策を用ひて不當の競爭を試むるが如き弊は努めて之れを除去せざるべからず。

航海業を獎勵すること——但し航海業獎勵の爲め無限の資金を投するは財政上之を許す能はざるを以て、一定の標準を定め、我對外貿易の進歩に伴ひて獎勵を行ふの方針の下にこれが實行を必要なりと認む。

内外人共同事業を獎勵すること——現今帝國に於て最も必要を感するは、資本と優秀なる技術の輸入にあり。——將來努めて歐米人ととの間に事業の共同經營の成立を計り、以て技術資本の利用を完からしめざるべからず。清國に關しては——本邦人と清國人ととの間に共同事業を成立せしむるは最も必要なることなりと認む。

移民に關する方針のこと、——日露戰役の結果として帝國の位置一變し帝國は亞細亞大陸に所領を有する大陸國となるに至れり。——之に於てか帝國は此兩大國（清露）に對抗する爲成るべく我民族を東亞方面に集中し、其の勢力を確實維持するを以て確定不動の方針と爲ざるべからず。且對外商工業の發展を帝國の國是となすに方り、此の目實行せしむるに止めんとす。」と述べた。

### 第三款 小村外相の條約改正方針

最後に第三 條約改正に關しては次の如く述べた。

「我が現行條約は明治四十四年を以て廢棄するを得るを以て其の一年前、即ち明治四十三年に於て各國に對し條約廢棄の豫告通牒を發すべし。而して四十四年に至り現行條約廢棄せらるる時は稅權全く我に歸し、帝國維新以來の宏謨たる國權の恢復茲に初めてその全きを得るに至らん。

該條約廢棄に決したる上は帝國は列國と對等の地位に立ち、列國との間に各別に新條約締結の談判を開始し、專ら利益交換の趣旨に基いて交渉を爲し、對手國との商業關係及び其の商業政策に鑑み、或は最惠主義に依り、或は互惠主義を用ひ、以て列國との間に適當なる條約を締結するを必要なりとす。」

上記條約改正に關する外交方針中に或は最惠國主義に依り、或は互惠主義を用ひ以て列國との間に適當なる條約を締結するを必要とすとある意味は其の對手國の關稅政策にして相互關稅協定を許し、又本邦の輸出貿易發展上之が締結を必要とする場合に於ては之を行ふべく之に反する場合には最惠國條款の交換に止めんとするの趣旨である。換言すれば英國は自由貿易主義を採用し、日本よりの輸入物品に對し茶、葉煙草等少數例外を除き一切關稅を課せざるが故に英國との間に互惠協定を締結するの餘地なく、從て英國との改正條約に於ては最惠國待遇の交換により満足するの外なく、同様米佛兩國は本邦よりの輸入品に對し高率を課するものあるも孰れも國定關稅制を採用するが故に互惠關稅協定の締結の餘地なしとした。尤も後に説明するが如く右小村外相當初の方針たる英國及佛國に對しても米國に對する等しく關稅協定を爲さずとの方針は英佛兩國政府の強硬に反対するところとなり、之が爲め兩國との條約改正交渉は甚だ難關に陥つた。英國政府の申分によれば、英國は保護關稅國たる米國、佛國又は獨逸、伊太利等よりも日本產品の輸入を優遇し居る次第なるに拘らず日本は陸奥條約廢棄後國定關稅を實施し英國より輸入の綿織物、鐵類、毛織物等に對し多大の關稅引上げをなさんとす。是等の英國產主要輸入品は陸奥改正條約に於て概ね從價一割の協定稅率の設けありしに對し從價二割乃至二割五分の國定關稅を其の儘課せんとするは甚だ不公平と言はざるを得ない。殊に改正關稅による新分類法によれば英國產品に對する負擔激増し現行協定稅率に比し五、六倍の引上げとなるもの多しと主張した。佛國に於ては複關稅制を採用し居るところ右による最低稅率は本邦に於て佛國よりの輸入品に對し特別優遇を與ふる場合に限り之を本邦品に適用すべき筋合のものである。從て佛國は本邦に於て佛國主要產物に對する改正關稅の引下げをなさざる限り本邦品に最低稅率を附與し難しと主張した。

#### 第四款 小村條約改正の成果

以上英佛等の反対ありしに拘らず小村外相は斷乎たる決心を以て條約改正に關する根本方針を明治四十二年一月二日の第二十五回帝國議會に於ける外交演說中に言明した。小村外相は右演說中に於て英國は其の國策として自由貿易主義を採用するが故に本邦との間に互惠協定の餘地なく其の他の國に對しても本邦は互惠の基礎に於てのみ協定稅率を設くる方針に付其の範圍は極めて局限せらるべきとなした。在横濱英國商人等は右外相の言明に驚き本邦改正關稅實施の結果英國よりの輸入貿易は殆ど全滅に歸すべきことを英國政府に陳情するに至つた。在英加藤大使は同盟の關係ある英國に對し經濟問題に付此の如き態度を探るは面白からずとの意見を上申して來た。本邦民間に於ても右加藤大使の意見に賛成するもの少くなかった。條約改正に關する小村外交方針は常に外交軟弱を攻撃する本邦新聞界より却て餘りに強硬に過ぐるとの反対を受くることとなつた。小村外相は右内外よりの反対に直面したる後に於ても互惠關稅協定に關する根本方針を斷行するの外なきものと決心した。其の結果英佛の如き關稅非協定方針を採用する國との間にも相互關稅協定が締結せらるゝに至つた。其の關稅政策上協定主義を採用する獨伊との間の交渉は比較的容易に纏つた。米國との間には移民問題に關し妥結を得ると共に一瀉千里に交渉が進められ各國中最先に改正條約が調印せらるゝに至つた。即ち、先づ明治四十四年二月二十一日米國との改正條約が華府に於て内田（康哉）大使により調印せられ、同四月三日には英國との改正條約が關稅の相互協定に關する形式に付妥協を得たる後英加藤（高明）大使により調印せられた。次いで五月十五日より六月二十一日の間に於て西、瑞典、諾威、瑞西との改正條約が夫々マドリード、ストックホルム又はベルヌ駐在の荒川（已次）公使、杉村（虎一）公使、又は秋月（左都夫）大使により調印せられた。最後に條約満期前六月二十四日柏林に於て珍田大使により日獨通商航海條約が相互關稅を包含する特別相互關稅條約と共に調印せられた。以上諸條約は瑞西との條約の外明治四十四年七月十六日、即ち陸奥條約失效以前に批准交換を見、翌十七日より實施を見るに至つた。瑞西との改正條約は先方の議会關係上其の批准書交換が明治四

十四年十二月二十日となつたに付舊條約失效に先ち六月二十一日最惠國待遇交換を基礎とする暫定取極が締結せられた。

殘る陸奥條約改正國中交渉最も困難を極めたるは佛國である。次は伊太利及白耳義との交渉であつた。佛國との交渉は前記の通り佛國が複關稅制度に基く非協定方針を採用し居る爲め殆ど行詰りとなつたが、漸く彼我の間に相互關稅協定の形式を發見し、八月十九日協定稅目附屬通商航海條約が調印せられ、同時に暫定取極により本條約中通商航海に關する最惠國待遇及附屬協定稅目を九月一日より本條約が批准交換を見る迄假りに實施することとなつた。伊太利との條約は相互關稅協定に包含せらるべき彼我物品決定及羽三重以外の絹織物を最惠國待遇より除外すべき伊國側の要求の爲め交渉引きしが漸く大正元年十一月二十五日（内田外相時代）改正條約が調印せられた。尤も明治四十四年七月十六日陸奥條約滿期後大正二年六月十七日改正條約批准交換を見る迄兩國間の通商航海關係は最惠國待遇を基礎とする暫定取極により律せられた。白耳義との改正條約は本邦が改正關稅に於て特に硝子製造業を保護することに決心し、互惠協定により之を引下ぐることを欲せざりしが爲め條約交渉不成立に終り舊條約失效後久しく暫定取極により兩國間の通商航海關係を律することとなつた。漸く大正十三年六月二十七日（幣原外相時代）通商航海條約が調印せられた。其の他丁抹とは明治四十五年二月二二日改正條約が調印せられ、和蘭とは同年七月六日、又澳洪とは大正六年十月二十八日夫々改正條約が調印せられた。尤も兩國とも舊條約失效後明治四十四年七月十六日又は八月三日暫定取極により通商航海關係を最惠國待遇の下に置くこととした。之に反し葡萄牙との間には同國に於て革命等ありたる爲め終に暫定取極すら成立せず終に明治四十四年七月十七日以後無條約關係に陥るの止むを得ざるに至つたが漸く昭和七年三月二十三日に至り通商航海に關する取極が調印せられた。

## 第二節 小村條約改正案の要綱及其の交渉方針

### 第一款 條約改正準備委員會決議

小村條約改正案の要綱及其の交渉方針は條約改正準備委員會の決議を基礎とし小村外相に於て閣議の決定を經たものである。條約改正準備委員會は明治四十二年十月の交其の最終決議を了へ之れを小村委員長に提出したが、其の要旨は次の如くであつた。

第一 條約改正交渉の基礎たるべき關稅定率法改正案は遅くも明治四十二年十二月開會の第二十六議會に提出し、

明治四十三年其閉會前に成立せしむべきこと。

第二 前項關稅定率法改正案に於ける稅率は條約改正關係國の反対を緩和する目的を以て出來得るだけ低率に定むること。殊に陸奥條約に於て協定稅率の設けある英、獨、佛三國より關係輸入物品に對しては他の物品との權衡を害せざる限り特に低率に定むること。

第三 來るべき條約改正に於て關稅協定は例外の場合のみに許すべく、又絕對に互惠の基礎によること。

陸奥條約に於て英、獨、佛よりの重要な輸入品に對する協定稅率は大體從價一割を基礎とした。而して右協定從價稅率は當該三國との追加條約により明治二十五年乃至二十七年平均本邦輸入價格を標準として從量稅率に換算せられた。然るに其後日露戰爭等の影響により本邦物價甚しく騰貴したる爲め右追加條約により定めたる從量協定稅率は輸入價格に比し當初定めたる基準從價稅率よりも引下げらることとなつた。他方本邦に於て右三國との間に協定稅率の存せざる輸入物品の國定稅率は其後財政、產業上の必要により屢々引上げられた。